

千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月19日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第47号

千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成18年千葉市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第8号の3及び第8号の4」を「第34条第11号及び第12号」に改め、「第31条ただし書及び」を削る。

第2条第4号を次のように改める。

（4）既存建築物 市街化調整区域内における建築物で次に掲げるものをいう。

ア 当該建築物の敷地の存する市街化調整区域に係る線引きの日（以下この号において「線引きの日」という。）前から存する建築物

イ 線引きの日以後に法第29条第1項又は第43条第1項の規定による許可を受けて建築された建築物

ウ 線引きの日以後に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）第1条の規定による改正前の法第43条第1項第6号口の規定による確認を受けて建築された建築物

エ 線引きの日以後に都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）第1条の規定による改正前の法第29条第1項又は第43条第1項の規定に該当するものとして建築された建築物のうち、次のいずれかに該当するもの

（ア）令第21条第26号イからホまでに掲げる建築物

（イ）国又は都道府県等（法第34条の2第1項に規定する都道府県等をいう。）が設置する建築物（令第21条第26号に

規定する建築物を除く。)

第3条、第4条(見出しを含む。)及び第5条(見出しを含む。)中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。